

資料1

經營系專門職大学院基準

平成20年1月

財団法人 大学基準協会

目 次

経営系専門職大学院基準について	1
経営系専門職大学院基準	5
1 使命・目的および教育目標	5
2 教育の内容・方法・成果	7
(1) 教育課程等	7
(2) 教育方法等	10
(3) 成果等	13
3 教員組織	14
4 学生の受け入れ	16
5 学生生活	17
6 教育研究環境の整備	18
7 管理運営	20
8 点検・評価	22
9 情報公開・説明責任	23

凡 例

本基準において、関連法令等を以下のように略した。

「 専 門 職 」：専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）

「告示第 53 号」：専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）

経営系専門職大学院基準について

- (1) 経営系専門職大学院基準は、大学基準協会が経営系専門職大学院の認証評価機関として経営系専門職大学院の認証評価を行うために設定されたものである。

本基準が対象とする経営系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。

- ① 授与する学位名称が、経営(学)修士(専門職)、経営管理(学)修士(専門職)、国際経営(学)修士(専門職)、会計(学)修士(専門職)、ファイナンス修士(専門職)、技術経営(学)修士(専門職)またはこれらに相当する名称のものであること。
- ② 企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけるとともに、高い倫理観と国際的な視野をもった人材の養成を掲げていること。
- ③ 人材養成の目的を達成するために必要な力量として、専門的知識に加え、例えば、先見性、分析的思考能力、戦略的思考能力、先端技術活用能力、情報技術活用能力、多文化理解力、コミュニケーション能力等を明示していること。

- (2) 大学基準協会は、大学が適切な水準の維持・向上を図るための指針として、同時に大学基準協会が行う大学評価の基準として「大学基準」をはじめ諸基準の設定・改定を行ってきた。

経営系専門職大学院基準は、大学基準を頂点とする大学基準協会諸基準の中に位置づけられるものである。

- (3) 経営系専門職大学院基準は、専門職大学院設置基準等が求めている専門職大学院としての必須条件にとどまらず、経営系専門職大学院の多様性、独自性を尊重し、経営系専門職大学院のより一層の充実・発展に資するための基準として策定したものである。

大学基準協会は、本基準によって経営系専門職大学院の認証評価を行う。また、認証評価にあたっては、本基準に適合しているか否かの認定を行う。

- (4) 経営系専門職大学院基準は、以下の9の大項目で構成されている。

- | |
|----------------|
| 1 使命・目的および教育目標 |
| 2 教育の内容・方法・成果 |
| 3 教員組織 |
| 4 学生の受け入れ |
| 5 学生生活 |
| 6 教育研究環境の整備 |
| 7 管理運営 |
| 8 点検・評価 |
| 9 情報公開・説明責任 |

(5) 基準の各大項目は、「本文」と「評価の視点」で構成されている。

「本文」は、専門職学位課程制度の趣旨を考慮した上で、それぞれの経営系専門職大学院が自ら掲げる使命・目的を実現し、教育目標を達成するために各大項目において最も基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、二つの機能を有する。第一に、評価を受ける経営系専門職大学院にとっては、自己点検・評価の円滑な実施と経営系専門職大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、評価者である大学基準協会にとっては、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

「評価の視点」は、以下の2段階に分かれている。

【レベルⅠ】

経営系専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項

ここでは、それぞれの経営系専門職大学院が経営系専門職大学院の制度目的ならびに各経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標（以下、使命・目的・教育目標という）の実現のために、カリキュラム編成および授業科目の開設状況、入学定員に対する入学者数、専任教員数および専任教員1人当りの学生数、施設・設備の充実度など、学生の学習環境や教員の教育研究条件等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価が行われる。

【レベルⅠ】にかかわる事項のうち、

- ・ ◎は法令等の遵守に関する事項である。「評価の視点」の後に（ ）で根拠となる専門職大学院関連法令等と該当条文を示した。

なお、根拠法令が示されていない「評価の視点」もあるが、これらは①学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の、高等教育に関する一般的な法令に根拠を求めることができる事項、②法令に根拠を求めることはできないものの、設置認可の際に経営系専門職大学院に対して遵守することが求められている事項である。

◎を付した「評価の視点」については、法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。ただし、状況によっては勧告^(※)を付すにとどめる場合がある。

また法令遵守状況に軽微な問題がある場合についても勧告を付す。

- ・ ○は大学基準協会が法令に準じて経営系専門職大学院に求める基本的事項である。この事項に問題がある場合は、勧告を付す。また、重大な問題があ

る場合や、多くの点で問題がある場合は、認定しない。

- ・ なお、◎、○のいずれにおいても、勧告とはいえないが、経営系専門職大学院の一層の改善を促すために、以下のレベルⅡと同様に問題点の指摘を行う場合がある。

【レベルⅡ】

経営系専門職大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項

経営系専門職大学院は、その使命・目的の実現と教育目標の達成のために払っている努力とその効果について、点検・評価の結果を明らかにすることが必要である。

加えて、使命・目的の実現と教育目標の達成のために、経営系専門職大学院が行っている固有の特色ある取組みについても積極的な点検・評価を行うことが求められる。

ここでは、レベルⅠの視点に加えて、経営系専門職大学院の使命・目的・教育目標の達成に向けた努力とその成果を検証する視点からの評価が行われる。すなわち、使命・目的・教育目標の実現に向けてどれだけ有効な活動を行っているかに焦点をあてた評価（学生に対する履修指導、学生の学修の活性化への取組み、教員の教育指導方法の改善のための仕組みなど）や、教育上の成果から経営系専門職大学院の使命・目的・教育目標の達成に向けた努力とその成果を検証する視点からの評価（各授業科目の単位取得・修了の状況、大学院修了後の進路の状況、教育効果の測定など）がこれにあたる。

【レベルⅡ】にかかわる事項のうち、使命・目的の実現と教育目標の達成に向けた努力の状況およびその成果ならびに特色ある取組みについて、

- ・ 不十分である
- ・ 制度化とその制度の運用が不十分である

場合は、「問題点」^(※)を付す。

また、

- ・ 努力の成果が十分上がっている
- ・ 制度が整い、十分機能している

場合は、「長所」^(※)を付す。

◆レベルⅠとⅡを簡単に表にまとめると以下のようなになる。

評価の視点 のレベル	評価の視点にかかわる事項	評価
レベルⅠ◎	法令等の遵守に関する事項	認定の可否、勧告、問題点
レベルⅠ○	大学基準協会が法令に準じて経営系専門職 大学院に求める基本的事項	勧告、問題点 (ただし、重大な問題がある 場合は認定の可否)
レベルⅡ○	経営系専門職大学院が行う教育研究の質を 今後も継続的に維持・向上させていくために 点検・評価することが高度に望まれる事項	問題点、長所

(※) 経営系専門職大学院の認証評価の結果は、①認定の可否、②長所、③問題点、
④勧告等で構成される。

このうち、「勧告」は、経営系専門職大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では改善状況を必ず報告することが義務づけられる。

これに対して、「問題点」は、経営系専門職大学院の改善を一層促進させることを目的に付されるものであり、必ずしも改善義務を課すものではないが、2年後に提出を求める改善報告書ではその対応状況について必ず言及されなければならない。

経営系専門職大学院基準

平成19年 9月11日決定
 平成19年11月16日改定
 平成20年 1月18日改定

1 使命・目的および教育目標

経営系専門職学位課程は、経営系の分野において、経営のプロフェッショナルとして、国内外において活躍できる高度専門職業人の養成に特化した大学院における教育課程であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを設置目的としている。

各大学は、経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標を明確に定め、それを学内外に広く明らかにするとともに、教育目標の達成度や社会的要請の変化等を視野に入れながら、絶えず教育目標や教育内容・方法等の適切性についての検証を行い、使命・目的の実現に向けて改善・改革に努めることが必要である。

使命とは、経営系専門職学位課程に期待される社会的任務であり、当該経営系専門職大学院が、自らが依って立つ大学の理念に照らし合わせながら、高等教育機関として社会に対して果たすべき役割である。目的とは、経営系専門職大学院が掲げる基本となる教育方針や養成すべき人材像など当該経営系専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また、教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
使命・目的 および教育 目標の適切 性	1-1 経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標が明確に設定されているか。	◎	
	1-2 使命・目的および教育目標は、専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。（「専門職」第2条）	◎	
	1-3 使命・目的および教育目標の中に、養成すべき人材像が適切に表現されているか。	○	
	1-4 使命・目的および教育目標の中に、職業的倫理の涵養が適切に盛り込まれているか。	○	
	1-5 使命・目的および教育目標は現在および想定される将来の経営の人材ニーズに適合しているか。	○	
	1-6 使命・目的および教育目標の中に、経営のプロフェッショナルとして、国内外において活躍できる高度専門職業人の養成が、明確な形で謳われているか。		○
	1-7 使命・目的を実現するための中長期のビジョンあるいは戦略およびアクションプランがあるか。		○
使命・目的 および教育 目標の周知	1-8 使命・目的および教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。	◎	
	1-9 使命・目的および教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	○	

	1-10	使命・目的および教育目標を教職員、学生等に理解させ、社会一般に周知させるため、特別な努力と工夫がなされているか。		○
使命・目的 および教育 目標の検証 と改善	1-11	教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	○	
	1-12	検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分整備されているか。		○

2 教育の内容・方法・成果

(1) 教育課程等

学位授与は、専門職学位課程の重要な責務の一つである。学位授与にあたっては、経営系分野の特性や教育内容に合致する適切な経営系分野の名称を付記するとともに、ビジネス界等の期待に応える水準の維持に努めなければならない。

課程の修了認定や在学期間の短縮にあたっては、経営系分野の特性やビジネス界等の期待を踏まえて、その基準および方法を適切に設定しなければならない。また、その認定にあたっては、公正性および厳格性を確保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準および方法に基づきこれを行う必要がある。

経営系専門職学位課程にあつては、その教育課程は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という専門職学位課程制度の目的および当該経営系専門職大学院固有の使命ならびに教育目標に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、関連法令等を遵守するとともに、経営系分野の特性やビジネス界等の期待に応えるのにふさわしい内容の授業科目を体系的に配置する必要がある。また、高度専門職業人としての職業倫理ならびに基礎的技能等の涵養を図り、理論と実務を架橋する実践的な授業科目を配置することが不可欠である。さらに、専門職学位の水準を維持するとともに学生の履修に応じ、教育課程が適切に管理されていないなければならない。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
学位の名称と授与基準	2-1 授与する学位の名称は、経営系分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されているか。	◎	
	2-2 学位授与に関わる基準および審査手続等は明文化され、学生に周知されているか。	◎	
	2-3 授与する学位の水準は、経営系分野の特性を踏まえ、かつ、ビジネス界等の期待に応える水準が維持されているか。		○
課程の修了等	2-4 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数が、法令上の規定や当該経営系専門職大学院の目的に対して適切に設定されているか。また、それらが学生の履修の負担が過重にならないように配慮して設定されているか。（「専門職」第2条、第3条、第15条）	◎	
	2-5 課程の修了認定の基準および方法は当該経営系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に周知されているか。（「専門職」第10条）	◎	
	2-6 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されているか。（「専門職」第16条）また、その場合、経営系専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。	◎	

	2-7	在学期間の短縮の基準および方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されているか。また、明示された基準および方法に基づいて公正かつ厳格に行われているか。	○	
	2-8	課程の修了認定や在学期間の短縮の基準および方法について、その適切性を検証する仕組みが設定されているか。		○
教育課程の 編成	2-9	専門職学位課程制度の目的ならびに当該経営系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。（「専門職」第6条）	◎	
	2-10	経営系分野の特性に応じた基本的な科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置され、かつ、体系的に教育課程が編成されているか。	○	
	2-11	教育課程が、経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに高い倫理観および国際的視野を持つプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されているか。	○	
	2-12	経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に応じて、それぞれの分野の教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。 【ビジネス・技術経営分野】 例えば、経営戦略、組織行動、ファイナンス、会計、マーケティング、技術・生産管理、情報マネジメント等に関する内容を扱う科目が適切に教育課程に盛り込まれているか。 【会計分野】 例えば、財務会計、管理会計、監査等に関する内容を扱う科目が適切に教育課程に盛り込まれているか。	○	
	2-13	学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。		○
系統的・段階的履修	2-14	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。（「専門職」第12条）	◎	
	2-15	教育課程の編成においては、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。	○	
	2-16	授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む）等を考慮して、適切な単位が設定されているか。	○	

理論教育と 実務教育の 架橋	2-17	理論教育と実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	○	
	2-18	職業倫理を養う授業科目が開設されているか。	○	
導入教育と 補習教育	2-19	多様な入学者に対応した導入教育が実施されているか。	○	
	2-20	基礎学力の低い学生に対応した補習教育等の措置がとられているか。		○
教育研究の 国際化	2-21	教育研究の国際化について、当該経営系専門職大学院内で方向性が明らかにされているか。また、海外の大学との連携等、国際化を進めるための具体的なプログラムは定められているか。		○
	2-22	海外の大学との連携等、国際化に関する取組みの実績はあるか。また、今後の具体的な取組みの計画は定められているか。		○
教職員・学 生等からの 意見の反映	2-23	教育課程の編成や教育水準の設定のプロセスにおいて、教職員や学生のみならず、ビジネス界その他の外部の意見・要望が適切に反映されているか。意見反映のための手続は明文化されているか。		○
特色ある取 組み	2-24	教育内容について特色ある取組みを行っている場合は、その取組みの趣旨・内容は、当該経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標の達成にとって有効なものとなっているか。		○
	2-25	取組みの成果について検証する仕組みが整備されているか。また、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みが整備されているか。		○

(2) 教育方法等

経営系専門職学位課程が十分な教育効果を上げるために、経営系分野の特性に応じた適切な教育方法を導入すること、とりわけ、当該職業分野の期待に応えるため理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施する体制を整備することが肝要である。

経営系専門職学位課程は、事例研究、現地調査または質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用しなければならない。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等を、シラバス等を通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、経営系専門職学位課程の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法を適切に設定するとともに、シラバス等を通じてあらかじめ明示し、明示した基準および方法に基づいて行う必要がある。

経営系専門職大学院の教育目標を達成するためには、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学修意欲を一層促進する適切な履修指導を行う必要がある。

経営系専門職大学院は、その授業内容および方法を自ら不断に検証するとともに、それらの結果を有効に活用し当該経営系専門職大学院の教育の改善を図ることが重要である。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
授業の方法等	2-26 実践教育を充実させるため、講義、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されているか。（「専門職」第8条第1項）	◎	
	2-27 実践教育に関する授業の水準を適切に把握し、向上させていくための取組みが行われているか。		○
	2-28 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としているか。（「専門職」第8条第2項）	◎	
	2-29 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としているか。（「専門職」第9条）	◎	
	2-30 授業のクラスサイズは、授業の内容、授業の方法および施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる適切な人数となっているか。（「専門職」第7条）	◎	
	2-31 個別的指導が必要な授業科目については、それに相応しい学生数が設定されているか。		○

<p>授業計画、シラバスおよび履修登録</p>	<p>2-32 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。（「専門職」第10条第1項）</p> <p>2-33 授業時間帯や時間割等は学生の履修に配慮して作成されているか。</p> <p>2-34 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。</p>	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p>	
<p>単位認定・成績評価</p>	<p>2-35 経営系専門職大学院の目的に応じた成績評価、単位認定の基準および方法が策定され、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。（「専門職」第10条第2項）</p> <p>2-36 明示された基準および方法に基づいて成績評価、単位認定が統一的な方法で公正かつ厳格に行われているか。（「専門職」第10条第2項）</p> <p>2-37 学修の成果に対する評価、単位認定において、評価の公正性および厳格性を担保するために、成績評価に関する学生からのクレームに対応するなど、適切な仕組みが導入されているか。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p>	
<p>他の大学院における授業科目の履修等</p>	<p>2-38 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該経営系専門職大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。（「専門職」第13条、第14条）</p>	<p>◎</p>	
<p>履修指導等</p>	<p>2-39 入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。</p> <p>2-40 入学時のオリエンテーションやオフィス・アワーを設定するなど、教員による履修指導や学習相談体制が整備され、学生への学習支援が組織的、効果的に行われているか。</p> <p>2-41 試験やレポート評価の結果について適切なフィードバックが組織的に行われているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	

履修指導等	2-42	通信教育や多様なメディアを通じた教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。		○
	2-43	アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による学習相談体制が整備され、学生への学習支援が適切に行われているか。		○
	2-44	インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われているか。	○	
改善のための組織的な研修等	2-45	経営系専門職大学院の授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修および研究を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、かつ、適切に実施されているか。（「専門職」第11条）	◎	
	2-46	学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されているか。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。さらに、こうした仕組みが教育の改善に有効に機能しているか。	○	
	2-47	FD活動に学生や教職員の意見・要望が反映されているか。		○
	2-48	FD活動や自己点検・評価等が、個々の教員の教育内容、授業運営方法、教材等に反映されるなど教育内容・方法の改善に有効に機能しているか。また、反映の状況を把握する措置がとられているか。		○
	2-49	学生の修学等の状況や各教員の授業内容、指導方法、さらには教育研究の質向上のための自主的取組みの実施状況、成果、問題点等が大学院内、学内、関係者間で適切に情報共有され、それが更なる改善に結びついているか。		○
特色ある取組み	2-50	教育方法について特色ある取組みを行っている場合は、その取組みの趣旨・内容は、当該経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標の達成にとって有効なものとなっているか。		○
	2-51	取組みの成果について検証する仕組みが整備されているか。また、検証結果を取組みのさらなる改善に結びつける仕組みが整備されているか。		○

(3) 成果等

経営系専門職学位課程は、専門職学位課程制度の目的および当該経営系専門職大学院固有の使命・目的および教育目標に沿って教育研究活動を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

また、学位の授与状況、修了者の進路状況、進路先等における修了者の評価ならびに活躍状況等を把握する体制を整備し、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に即した教育効果について評価することが不可欠であり、その評価結果を当該経営系専門職大学院の教育の質の改善に繋げる努力が必要である。

その他、教育の内容・方法・成果等に関して不断に検証することが望まれる。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
学位授与数	2-52 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。	○	
	2-53 学位の授与状況等を調査・検討する体制は整備されているか。また、その調査・検討結果の学内や社会への公表が定期的かつ継続的に実施されているか。		○
修了生の進路および活躍状況の把握	2-54 修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、その学内や社会への公表が、定期的かつ継続的に実施されているか。	○	
	2-55 修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が整備されているか。また、その学内や社会への公表が、定期的かつ継続的に実施されているか。		○
教育効果の測定	2-56 使命・目的および教育目標に即した教育効果について評価する仕組みが整備されているか。	○	
	2-57 使命・目的および教育目標に即した修了者を輩出しているか。		○
	2-58 教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。		○
	2-59 教育効果の評価結果を組織的に教育内容・方法の改善につなげる仕組みが整備されているか。		○

3 教員組織

経営系専門職大学院は、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

また、経営系専門職大学院は、教員組織が有効に機能しているか否かについて不断に検証し、その改善・向上に務めることが重要である。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
専任教員数	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。 （「告示第53号」第1条第1項）	◎	
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか。（「告示第53号」第1条第2項。なお、平成25年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）	◎	
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか。（「告示第53号」第1条第3項）	◎	
専任教員としての能力	3-4 教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者 （「専門職」第5条）	◎	
実務家教員	3-5 専任教員のうち実務家教員数は、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。（「告示第53号」第2条）	◎	
	3-6 実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。（「告示第53号」第2条）	◎	
専任教員の分野構成、科目配置	3-7 経営系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目について専任教員が適切に配置されているか。	○	
	3-8 経営系専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。	○	

	3-9	経営分野において実践性を重視する科目に実務家教員が配置されているか。	○	
	3-10	教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準および手続によって行われているか。	○	
教員の構成	3-11	専任教員は、職業経歴、国際経験、年齢や性別のバランス等を考慮して適切に構成されているか。	○	
教員の募集・任免・昇格	3-12	教授、准教授、客員教授、任期つき教授、講師、助教等の教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。	○	
	3-13	教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。	○	
	3-14	教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の経営系専門職大学院固有の教員組織の責任において適切に行われているか。	○	
	3-15	任期制の適用や特定分野について高度の知見を有する内外の専門家の処遇など、教育研究の必要性に応じた配慮が可能な制度となっているか。		○
	3-16	専任教員の後継者の養成または補充について適切に配慮しているか。		○
教員の教育研究条件	3-17	専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。	○	
	3-18	専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	○	
	3-19	研究専念期間制度（サバティカル・リーブ）等、教員の研究活動に必要な機会が保証されているか。		○
教育研究活動等の評価	3-20	専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		○
	3-21	専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		○
	3-22	専任教員の経営系専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。		○

4 学生の受け入れ

経営系専門職学位課程は、当該課程において将来専門職として活躍できる職能を育むに足る資質を有し、当該経営系専門職大学院が提供する様々な教育諸活動を楽しめる基礎的能力を持った学生を入学させることが必要である。そのためには、学生の十全な学習を可能にする適切な学生募集、受け入れ方針および選抜手続を整備するとともに、これに基づき適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
学生の受け入れ方針等	4-1 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法および選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。	○	
	4-2 入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れているか。	○	
	4-3 学生募集方法および入学者選抜方法は、当該経営系専門職大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか。	○	
	4-4 入学希望者に対して、説明会や開放講座等を実施しているか。		○
実施体制	4-5 入学者受け入れ方針に沿った学生の受け入れ方法が採用され、実際の入学者選抜が、責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されているか。	○	
多様な入学者選抜	4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。		○
身体に障がいのある者への配慮	4-7 身体に障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。		○
定員管理	4-8 経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。	○	
	4-9 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、これを改善するための取組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。		○
入学者選抜方法の検証	4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、継続的に検証する組織体制・仕組みが確立されているか。		○

5 学生生活

経営系専門職学位課程は、在学中の学生生活に関する相談・支援体制ならびに修了後の進路に関する助言・指導体制を適切に整備するとともに、こうした体制について学生に十分周知させる必要がある。

また、学生生活に関する支援・指導体制を改善し、より優れた専門的職能教育を個々の学生が享受できるようにするために、教育システム改善のための授業評価、種々のアンケート調査等を通じて学生の声が反映できる仕組みを整備することが望ましい。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
支援・指導体制の確立	5-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立しているか。	○	
学生の心身の健康の保持	5-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
各種ハラスメントへの対応	5-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されているか。	○	
学生への経済的支援	5-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
キャリア教育の開発と推進	5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発とともに適切な助言・指導の体制が整備されているか。	○	
進路についての相談体制	5-6 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。	○	
身体に障がいのある者への配慮	5-7 身体に障がいのある者を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		○
留学生、社会人への配慮	5-8 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		○
支援・指導体制の改善	5-9 学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。		○

6 教育研究環境の整備

経営系専門職大学院は、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標を達成することができるよう、適切に教育研究環境の整備を図らねばならない。

そのために経営系専門職大学院は、教員の学問的創造性を伸張し、十全な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、恒常的に教育方法を改善し向上させることができるよう人的支援体制を整備することが必要である。

また、経営系専門職大学院は、それぞれの使命・目的および教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数等の組織規模に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、経営系専門職学位課程における教育研究活動に必要なかつ十分な図書等の資料を整備し、その有効な活用を図らねばならない。

加えて当該経営系専門職大学院は、コンピュータ、ネットワークその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

これらの施設・設備は、身体に障がいを持つ人に対しても配慮されていることが重要である。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
人的支援体制の整備	6-1 経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標に沿った優れた人材を育成するために、教務・技能・事務職員等の教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。	○	
	6-2 ティーチングアシスタント制度等、教育効果を上げるための制度が十分に整備されているか。		○
教育形態に即した施設・設備	6-3 講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職学位課程の規模および教育形態に応じ、適切に整備されているか。（「専門職」第17条）	◎	
学生用スペース	6-4 学生が自由に学習できる自習室および学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	○	
研究室等の整備	6-5 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。	○	
情報関連設備および人的体制	6-6 学生の学習および教員の教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーおよびそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	○	
施設・設備の維持・充実	6-7 施設・設備が適切に維持され、また教育研究内容、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備が整備されているか。	○	
身体に障がいのある者への配慮	6-8 身体に障がいのある者のために適切な施設・設備が整備されているか。		○

図書等の整備	6-9	図書館には経営系専門職学位課程の学生の学習および教員の教育研究のために必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。	○	
	6-10	図書館の利用規程や開館時間は経営系専門職学位課程の学生の学習および教員の教育研究に配慮したものとなっているか。	○	
	6-11	国内外の大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。	○	
財政的基礎	6-12	経営系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。		○
教育研究環境の改善	6-13	教育研究環境について、学生や教職員の意見要望を把握し、施設の改善等に結び付けていくために、継続的に検証する組織体制・システムが確立されているか。また、教育研究環境の向上に向けて必要な改善が行われているか。		○

7 管理運営

経営系専門職学位課程を設置している大学は、当該経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制を整備するとともに、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標を達成することができるよう、関連法令等に基づき学内規程を定めるとともに、これらを遵守するよう努めなければならない。

管理運営に関する体制・学内規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の自律性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自律性等に十分に配慮しなければならない。

当該経営系専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

大学は、社会の状況を適切に反映させるよう、適宜、学内規程の内容を点検・評価し、管理運営の改善に努めなければならない。

大学は、教員組織の他、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標を達成することができるよう、適切な事務組織を当該経営系専門職大学院に設けるとともに、これを適切に運営し、また、その質を維持し、改善するよう努めなければならない。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
学内体制・規程の整備	7-1 経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備され、その活動のために適切な規程が制定されているか。	○	
法令等の遵守	7-2 関連法令等および学内規程は適切に遵守されているか。	◎	
管理運営体制	7-3 経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、当該専門職大学院の教学およびその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の当該専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	○	
	7-4 経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	○	
関係組織等との連携	7-5 経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	○	
	7-6 企業、地方自治体、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等は適切に行われているか。		○
点検・評価および改善	7-7 経営系専門職大学院の管理運営に関する学内規程の内容および形式に関する点検・評価は適切に行われているか。	○	

	7-8	点検・評価に基づき管理運営の改善の努力が適切に行われているか。	○	
事務組織の設置	7-9	経営系専門職大学院を管理運営し、その使命・目的および教育目標の達成を支援するために適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。	○	
事務組織の運営	7-10	事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。	○	
事務組織の改善	7-11	事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入等、必要な工夫・改善が行われているか。		○

8 点検・評価

経営系専門職大学院の使命・目的および教育目標の実現に向けて、Plan-Do-Check-Action (PDCA) 等の仕組みを整備し、その活動を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける必要がある。

また、経営系専門職大学院の自己点検・評価の結果は広く社会に公表しなければならない。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
自己点検・評価	8-1 自己点検・評価のための仕組みおよび組織体制を整備し、適切な評価項目および方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取り組みとして実施しているか。	◎	
	8-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか。	◎	
改善・向上のための仕組みの整備	8-3 自己点検・評価および第三者評価等の結果を当該経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備しているか。	○	
評価結果に基づく改善・向上	8-4 自己点検・評価および第三者評価等の結果を当該経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけているか。		○

9 情報公開・説明責任

経営系専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
情報公開・説明責任	9-1 経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。	○	
	9-2 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備しているか。	○	
	9-3 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。		○